

これまでの主な意見

1 船員保険制度の在り方の基本的な方向について

- 財政悪化への対応策としては、一般管理部門のコスト削減や保有資産の見直し等が第一に追求されるべきであり、このような策を何ら講ぜずして、保険料率の引き上げや保険給付の引き下げ等による安易な制度の見直しを行うことには反対（船主側）
- 財政上の問題を解決するために、各部門をそれぞれの一般制度に統合することも一つの選択肢であるが、総合保険制度の特色を生かしながらその存続を図る方策を講じることも考えうる（被保険者側）

2 一般制度に統合するに当たっての留意事項について

- 職務上部門の給付については、船員法、ILO条約との関係で、単純な給付の切り下げは困難（被保険者側）
- 職務外疾病部門の給付について、一般制度並びの給付に揃えたとしても直ちに ILO 条約に抵触するものではないとの考え方、ILO 条約における実質的同等性の確保を危うくするものである（被保険者側）
- 厳しい労働・船内環境による肉体的負荷を長期にわたり伴う、乗船中に療養の給付を受けることが困難である、離家庭性を余儀なくされる等の「船員の特殊性」は、職務上部門の給付においても、職務外疾病部門の給付においても反映されるべきである。（被保険者側）

3 保険料負担の在り方について

- 今以上の保険料負担はできない。現行の水準の範囲内で解消策を考えるべき（船主側）
- 船員保険が総合保険制度であることは保険料を一元的に徴収することを可能としているが、仮に一般制度と統合した場合、保険料徴収が陸上労働者以上に多元化することも想定され、それに伴う収納率への影響や船舶所有者の保険料徴収・納付事務に伴う負担増が懸念される（被保険者側）
- 職務上年金部門の積立不足は、船主債務の一部を将来に繰り延べることで一時的な負担軽減が継続的に図られてきた一方で、リストラにより被保険者数が減少し続けてきたことが原因である（被保険者側）
- 職務上年金部門以外の部門については、相当程度の積立金を有しているため、財源構成は異なるが活用することや年金部門とそれ以外の部門間における料率の調整も検討すべき（船主側）
- 職務外疾病部門について、仮に統合により一般制度並の給付に揃えるのであるならば、船員の特殊性との均衡を図るため保険料負担は相当程度軽減されるべき（被保険者側）
- 一般制度に統合する場合であっても、船員に対して都道府県単位での財政運営が適用されることには反対である（被保険者側）

4 福祉事業の取扱いについて

- 船員福祉施設のあり方については、船員福祉等の後退につながらないよう慎重に対応すべき。（被保険者側）
- 財政悪化に対する対応策の一つとして、福祉事業の見直しが行われるべきであり、船員保養施設のあり方

及び委託事業など福祉事業全般について、今日的意義に照らした事業内容の評価および費用対効果の観点からの検討を踏まえた上で、必要に応じた見直しが行われるべきである（船主側）

- 福祉施設は船員保険制度の施設としては廃止・売却することが原則であり、その資産については職務上年金部門の積立不足に充てるべきである（船主側）
- 福祉事業部門では、船員の雇用確保のための事業や、乗船中の傷病に対する支援（洋上救急医療、無線医療）など船員に対する独自の事業が実施されており、一般制度に統合する場合であっても、これらの事業は引き続き実施することが必要である（被保険者側）

5 その他

- まず、保険者の責任として、船員保険への未加入者、保険料の徴収不足、不適正給付を一掃することが必要（被保険者側）
- 船員保険事業の運営状況を広く開示し、透明性を確保するべきである（船主側）
- 失業部門の給付について、被保険者期間の海陸通算は、一般制度に統合するしないにかかわらず、早急に実施すべき。二国間の社会保障協定が推進されている状況がある中で、国内問題である制度間財政調整の仕組みや被保険者記録の管理事務の創設にあたり、具体的にどのような問題点があるのか解明がなされていない（被保険者側）